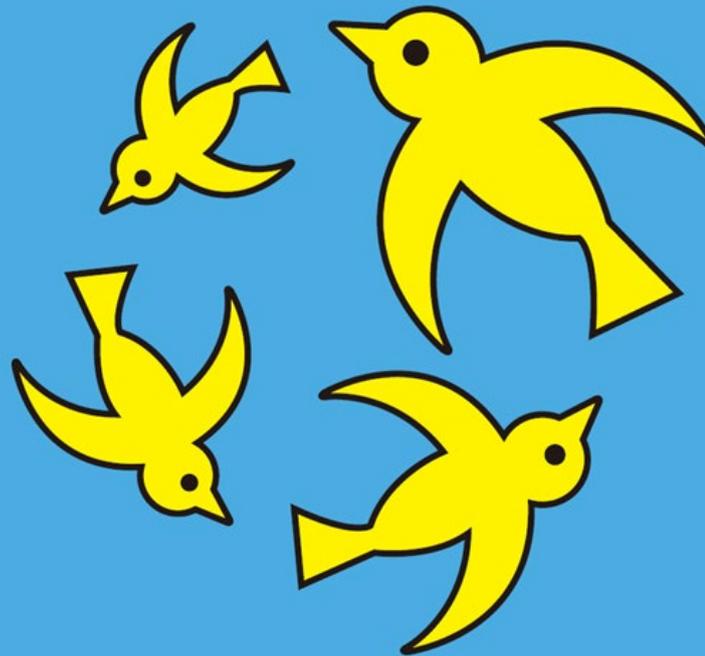


新しい学習指導要領

生きる力

学びの、その先へ



難聴・言語障害教育に関する教育行政の動向

令和5年度全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会 第1回理事会

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H24→R4)



文部科学省

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.5倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

(平成24年度) (令和4年度)

1,040万人 **0.9倍** 952万人

特別支援教育を受ける児童生徒数

30.2万人 **2.9%** 61.8万人 **6.5%**

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.6万人 **0.6%** 8.2万人 **0.9%**

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

16.4万人 **1.6%** 35.3万人 **3.7%**

通常の学級 (通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

7.2万人 **0.7%** 18.2万人 **1.9%**
(注)

(注)通級による指導を受ける児童生徒数(18.2万人)は、最新の調査結果であるR3年度通年(国公立)の値を用いている。
なお、平成24年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.2万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

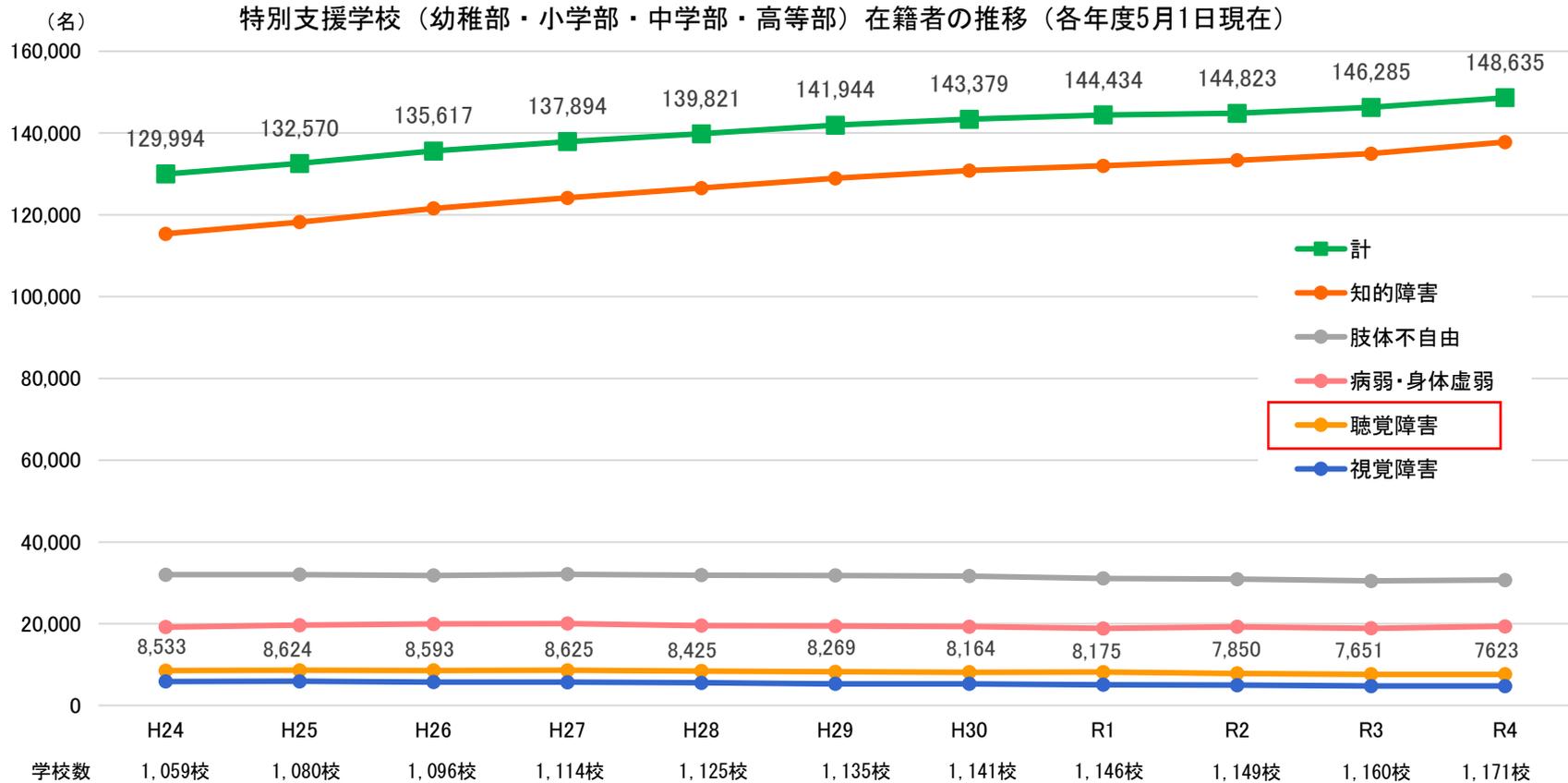
	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,600人) <u>知的障害 (約137,800人)</u> 肢体不自由 (約30,700人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約148,600人 (※令和4年度) (平成24年度の約1.1倍)	知的障害 (約156,700人) 肢体不自由 (約4,500人) 病弱・身体虚弱 (約4,700人) 弱視 (約600人) <u>難聴 (約1,900人)</u> <u>言語障害 (約1,300人)</u> 自閉症・情緒障害 (約183,600人) 合計：約353,400人 (※令和4年度) (平成24年度の約2.1倍)	言語障害 (約47,200人) 自閉症 (約36,800人) 情緒障害 (約24,600人) 弱視 (約200人) <u>難聴 (約2,100人)</u> 学習障害 (約34,100人) 注意欠陥多動性障害 (約38,700人) 肢体不自由 (約160人) 病弱・身体虚弱 (約100人) 合計：約183,900人 (※令和3年度) (平成24年度の約2.3倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,200人 小学部：約49,600人 中学部：約32,500人 高等部：約65,400人 義務教育段階の全児童生徒の0.9% (※令和4年度)	小学校：約252,600人 中学校：約100,900人 義務教育段階の全児童生徒の3.7% (※令和4年度)	小学校：約154,600人 中学校：約 27,700人 高等学校：約 1,700人 (※令和3年度) 義務教育段階の全児童生徒の1.9%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 自立活動 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 (家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画)と 個別の指導計画 (一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画)を作成。			

※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合：推定値 8.8% (小・中)、推定値 2.2% (高)
 (令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づくものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。)

※※「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し上げた合計が一致しないことがある。

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移

特別支援学校の幼児児童生徒数は増加が続いている一方、聴覚障害の幼児児童生徒数は減少傾向にある。



【令和4年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	118	814	357	153	1,524
在籍者数	4,764	7,623	137,801	30,705	19,360	200,253
学級数	2,049	2,768	32,601	12,196	7,695	57,309

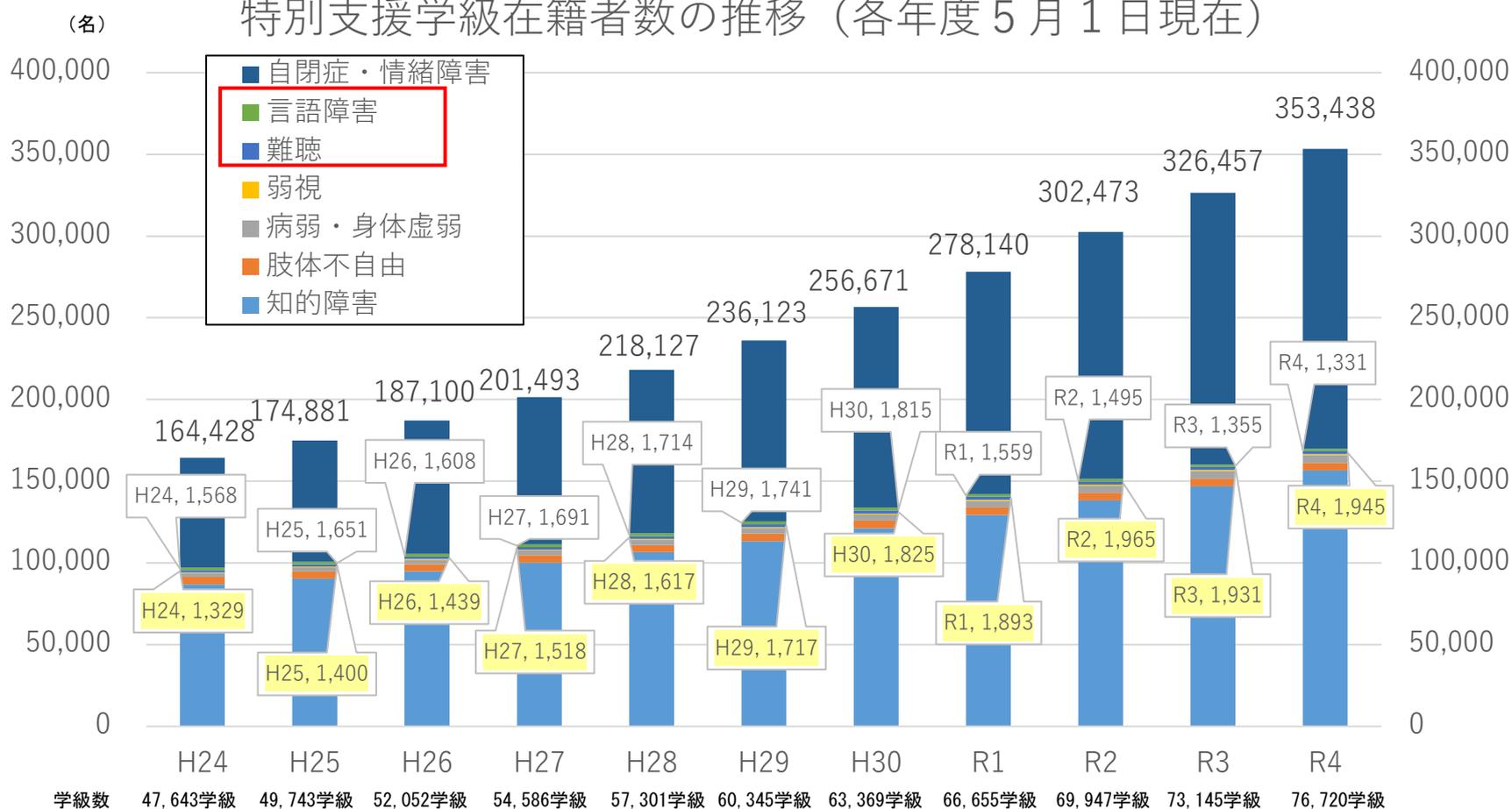
（出典）学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数

特別支援学級の児童生徒数はここ10年で約2.1倍。難聴の特別支援学級の児童生徒は増加傾向、言語障害の特別支援学級の児童生徒は減少傾向にある。

特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）



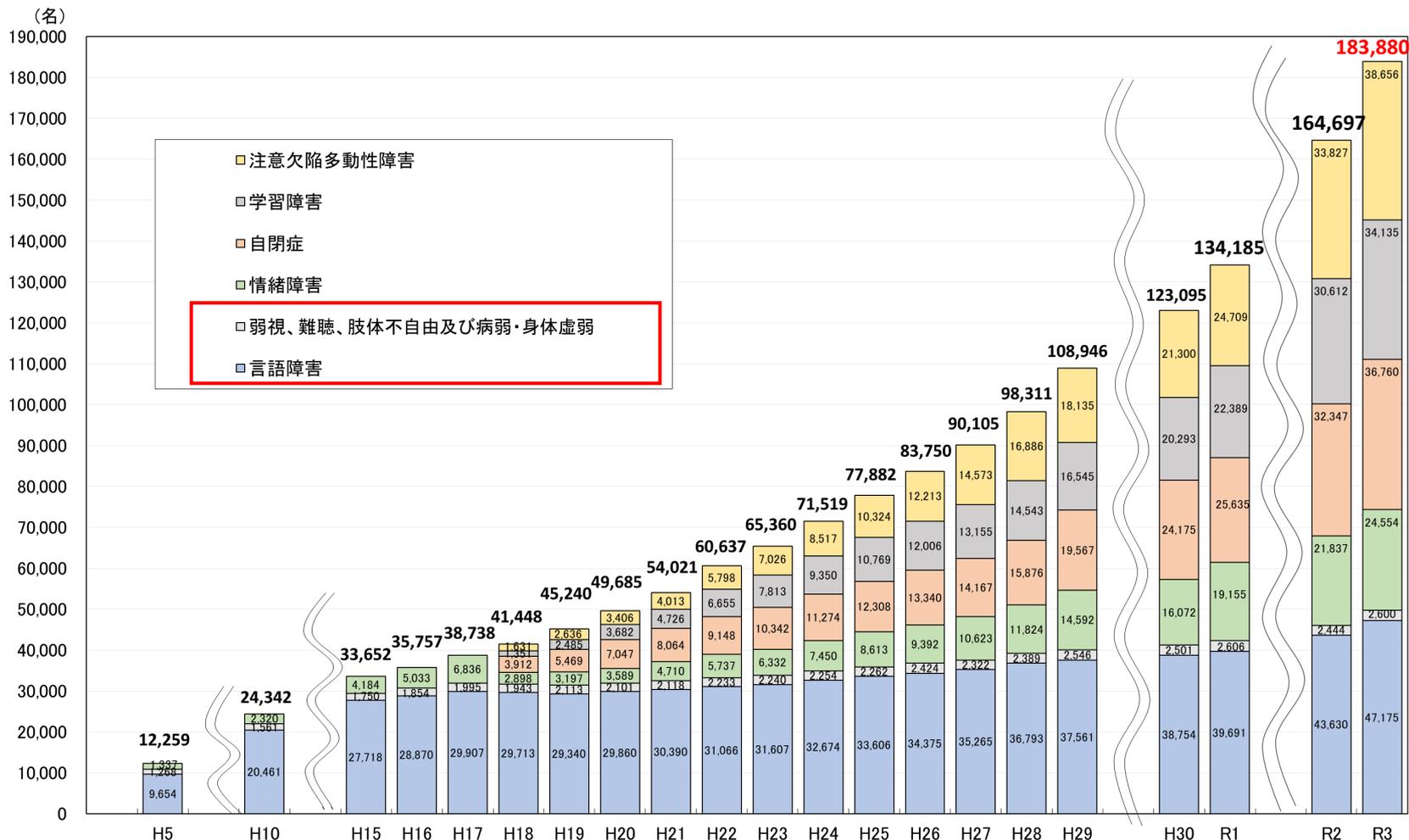
【令和4年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	32,432	3,159	2,968	558	1,401	687	35,515	76,720
在籍者数	156,661	4,539	4,706	638	1,945	1,331	183,618	353,438

(出典) 学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

通級による指導を受ける児童生徒数はここ10年で約2.5倍。難聴、言語障害の児童生徒数はともに増加傾向にある。



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度及び令和3年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

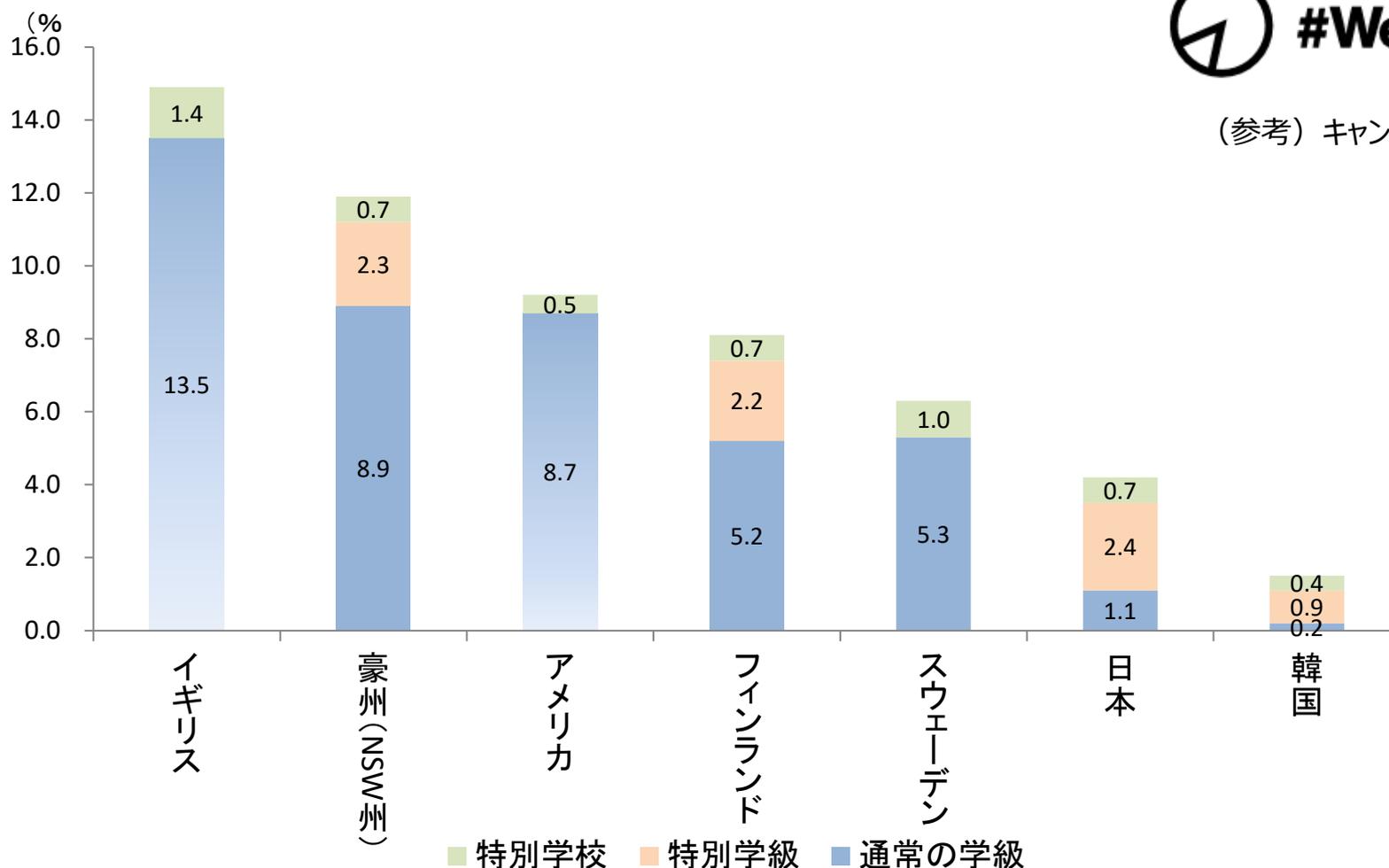
※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

(参考) 特別支援の対象となる子供の割合に関する国際比較



文部科学省

- ◆ 日本における特別支援教育の対象となる子供の割合は、イギリスやアメリカより低い。
- ◆ 2020東京パラリンピック大会において、国際パラリンピック委員会等によって行われた“#WeThe15”キャンペーンによれば、何らかの障害のある者は全世界で12億人（全人口の15%）。



(参考) キャンペーンのロゴ

※「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向—令和元年度国別調査から—」(国立特別支援教育総合研究所)より。
イギリスは2019年、豪州は2018年、アメリカは2016年、フィンランドは2018年、スウェーデンは2018/2019年、日本は2018年、韓国は2019年の統計情報。

通級による指導の概要

○通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。（平成5年度から小中学校で制度化、平成30年に高等学校に拡大）

・実施形態：自校通級、他校通級、巡回指導

・対象障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱

目標（自立活動の指導）

- ◆個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

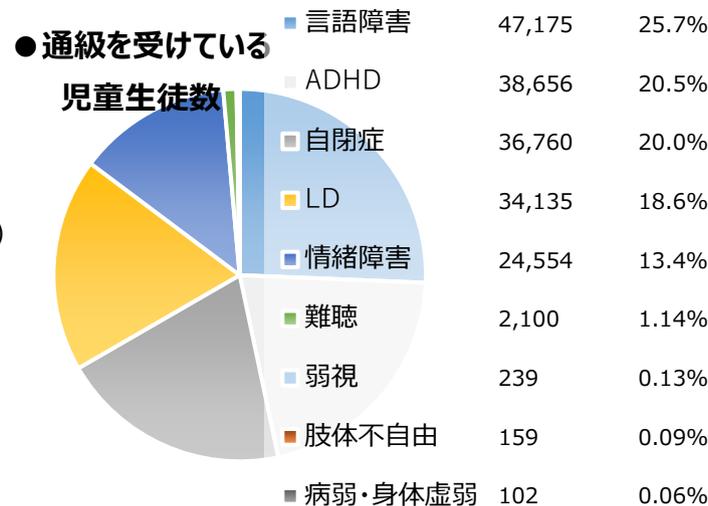
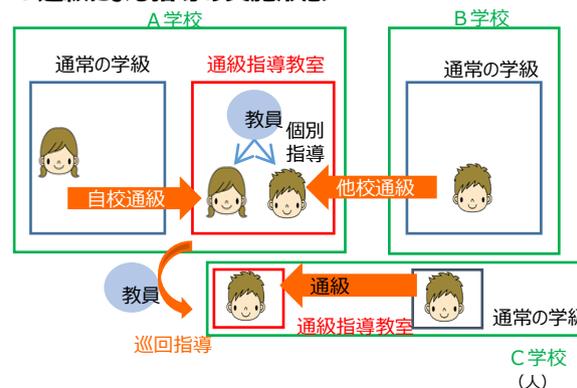
障害による困難さの改善・克服に係る指導内容の一例

発音の困難さ	読みの困難さ	筆記の困難さ
口や舌の体操等を通して自分の発音を意識して明瞭に話せるように指導	カード等を用いて、文字や単語、文を流暢に読めるように指導	ICT端末を活用したキーボード入力やフリック入力など、自分に合った学び方ができるように指導

文部科学省の取組

- ◆教職員定数の改善
 - ・公立小・中学校における基礎定数化（H29年度～R8年度の10年間で13人に1人）
 - ・公立高等学校における加配定数措置（R5年度：348人分の経費を地方財政措置）
- ◆研修や指導の充実
 - ・（独）国立特別支援教育総合研究所における指導的立場の教員を対象とした研修等
 - ・発達障害に関する通級の研修体制や指導法に関する調査研究事業（R2年度：高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業）
 - ・「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A」を作成
 - ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成

●通級による指導の実施形態



※通級による指導実施状況調査(R3年度通年)から

計 183,880

高等学校における「通級による指導」の実施状況（令和3年度実績）

1 高等学校における「通級による指導」の制度化

高等学校段階においても、小・中学校等同様に、通常の学級に在籍し大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」のニーズが高まっていることを踏まえ、平成30年度から制度化。

2 実施状況と課題

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,513人中、実際に「通級による指導」が行われたのは1,671人であり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒842人（R2年度：1,100人）であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「本人や保護者が希望しなかったため」との回答が最も多く502人、次いで「その他」が160人、次いで、「通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため」との回答が115人であった。

	(1)「通級による指導」の利用を検討した生徒の数	(2)(1)のうち、中学校からの情報提供や引継ぎを受けたり、高等学校等から中学校への情報聴取を行った生徒の数	(3)「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(4)「通級による指導」を行った生徒の数	(3)(1)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】						
					ア. 本人や保護者が希望しなかったため	イ. 通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため	ウ. 生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみつからなかったため	エ. 通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため	オ. 校内教員等の関係者の理解が得られなかったため	カ. 特別の教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ. その他
国公立計	3,114	2,247	2,513	1,671	502	115	0	2	6	57	160

3 文部科学省における支援等

(1) 高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置

公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必要な加配教員348人（対前年度47人増）に必要な経費を措置。など

(2) 特別支援教育支援員の配置の充実のための財政措置

学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を地方財政措置。

(3) 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の作成・配布

初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドを作成し文部科学省のHPで公開。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



< 調査概要 >

調査目的

本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。

調査対象地域・学校等

全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒

※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象

・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出

・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出

・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出

回収数及び回収率

対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人、中学校：17,988人、高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）

調査回答者等

調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）

質問項目

I. 児童生徒の困難の状況

学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」）

行動面（「不注意」「多動性－衝動性」「対人関係やこだわり等」）

II. 児童生徒の受けている支援の状況

①学習面

<小学校>

「聞く」「話す」等の6つの領域（各領域5つの設問）のうち、少なくとも一つの領域で該当項目が12ポイント以上をカウント。

<中学校・高等学校>

「聞く」「話す」等の6つの領域のうち、少なくとも一つの領域で12ポイント(*1)もしくは15ポイント(*2)以上をカウント。

*1 「聞く」「話す」「読む」「計算する」の4つの領域（各領域5つの設問） *2 「書く」「推論する」の2つの領域（各領域6つの設問）

②行動面（「不注意」「多動性－衝動性」）

奇数番目の設問群（「不注意」）または偶数番号の設問群（「多動性－衝動性」）の少なくとも一つの群で該当する項目が6ポイント以上をカウント。ただし、回答の0、1点を0ポイント、2、3点を1ポイントにして計算。

③行動面（「対人関係やこだわり等」）

該当する項目が22ポイント以上をカウント。

「I. 児童生徒の困難の状況」の基準

< 調査結果 >

質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの

➤ **「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合**

➤ 「学習面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合

➤ 「行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合

➤ 「学習面と行動面ともに著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合 等

調査結果報告はこちら



https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

I. 児童生徒の困難の状況 (平成14年・平成24年調査と対象地域や一部質問項目等が異なるため、単純比較することはできないことに留意)

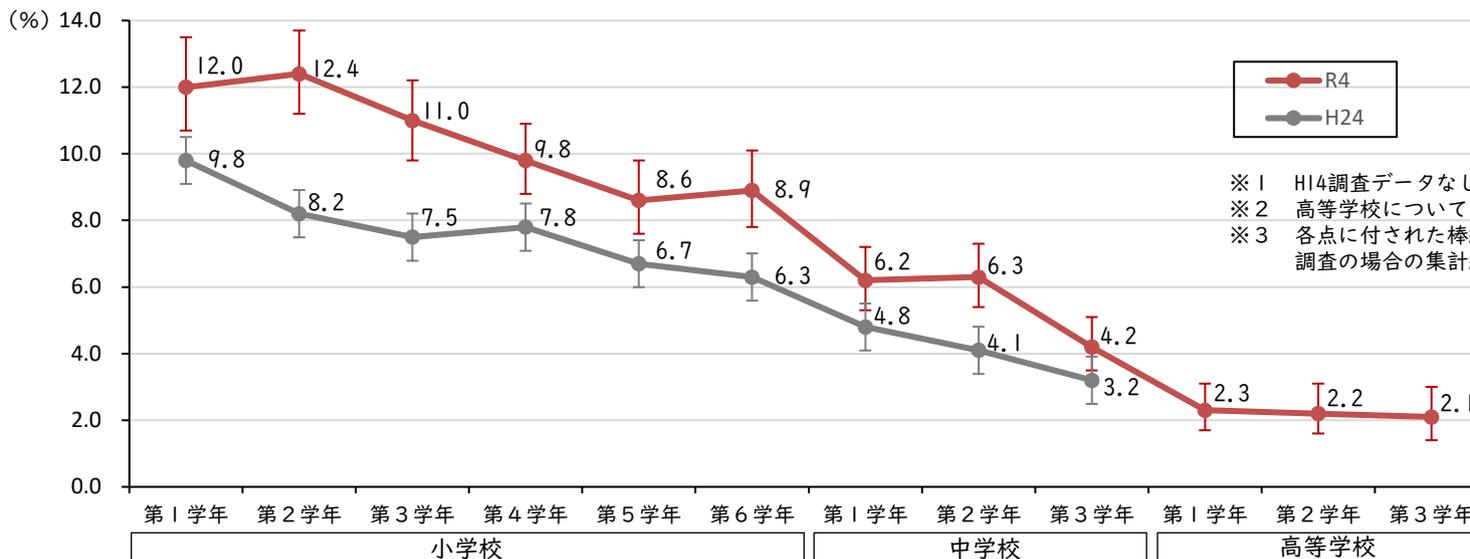
令和4年	小学校・中学校	高等学校 ^{※1}
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%
「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%
「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%

(参考) 過去の調査結果 ^{※2}	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※1 高等学校については、令和4年のみ

※2 平成14年調査及び平成24年調査結果は、小学校・中学校のデータ

< 「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の学年別の推移 >

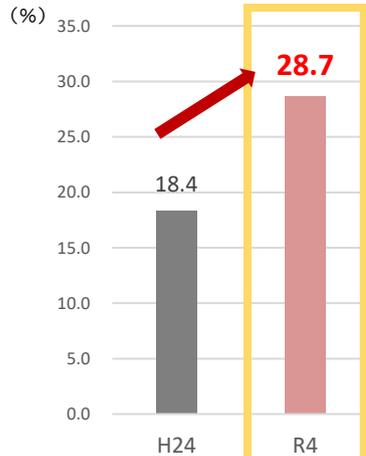


※1 H14調査データなし
 ※2 高等学校についてはR4のみ
 ※3 各点に付された棒線は95%信頼区間(95%の確率で悉皆調査の場合の集計結果を含む範囲)を表す。

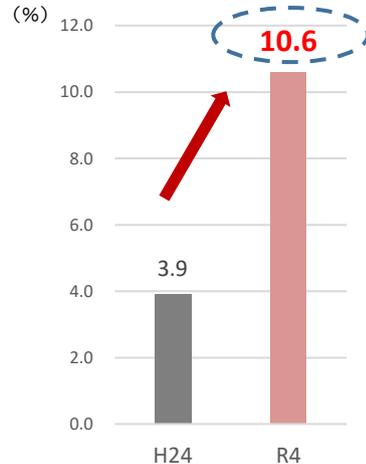
通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

Ⅱ. 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒(小学校・中学校：8.8%)の受けている支援の状況 (平成14年調査では調査していないためデータなし)

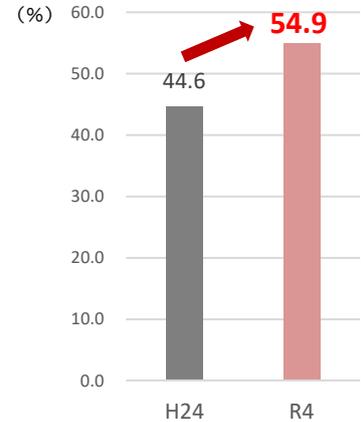
校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断されている割合



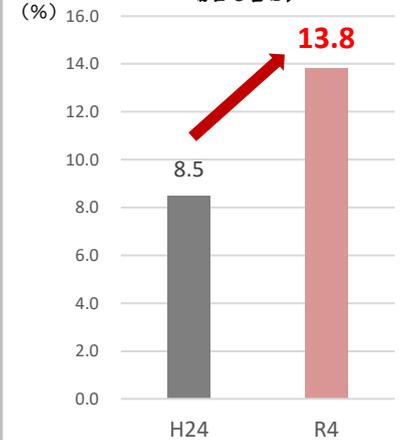
現在、通級による指導を受けている割合



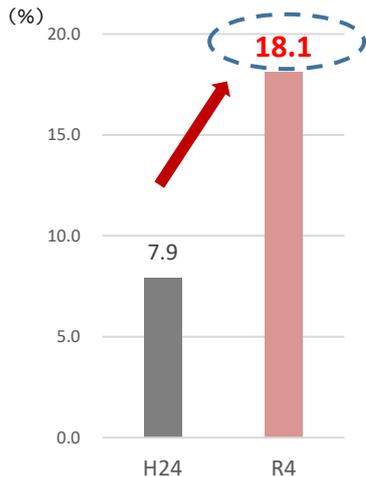
授業時間内に教室内で個別の配慮・支援を行っている割合
(特別支援教育支援員による支援を除く)
(座席位置の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等)



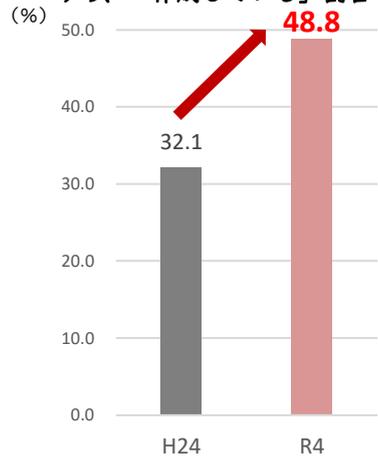
特別支援教育支援員の支援の対象となっている割合
(支援員一人が複数の児童生徒を支援している場合も含む)



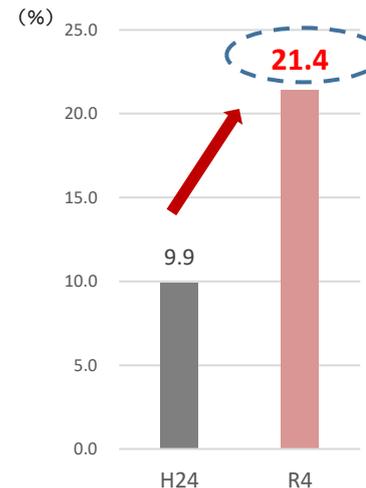
「個別の教育支援計画」を作成している割合



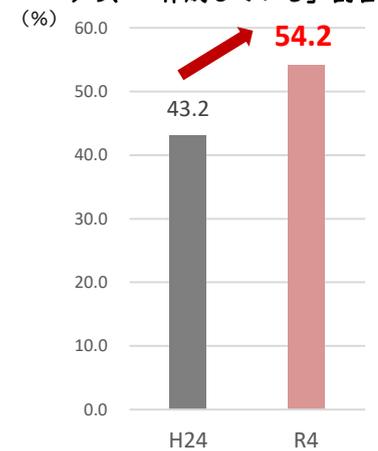
校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断されている児童生徒(28.7%)のうち、「作成している」割合



「個別の指導計画」を作成している割合



校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断されている児童生徒(28.7%)のうち、「作成している」割合



通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議

(令和4年5月18日設置)

趣旨

- 特別支援教育への理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度改正等により、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加
- 発達障害の可能性のある児童生徒は、全ての通常の学級に在籍する可能性
- 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度（※）に該当する児童生徒が、特別な支援を受けながら、通常の学級等に在籍
- 小中学校の通級による指導の担当教師の基礎定数化、高等学校における通級による指導の制度化等により、通級による指導体制が充実。また、通常の学級において、合理的配慮の提供や、特別支援教育支援員による支援など、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた支援が行われている状況



障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの更なる実現に向けて、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の実施状況、成果と課題について把握した上で、より効果的な支援施策の在り方について外部有識者の協力を得て検討。

【主な検討事項】

- (1) 通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方について
- (2) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方について

【委員】

◎荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長	笹森 洋樹	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター上席総括研究員（兼）センター長
池田 彩乃	山形大学地域教育文化学部准教授	滝川 国芳	京都女子大学発達教育学部教育学科教授
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	竹内 哲哉	日本放送協会解説委員会解説委員
市川 裕二	東京都立あきる野学園統括校長	中田 寛	鳥取県教育委員会教育次長
氏間 和仁	広島大学大学院人間社会科学研究科准教授	野口 晃菜	一般社団法人UNIVA理事
梅田 真理	宮城学院女子大学教育学部教育学科児童教育専攻教授	平野 真理子	平野卓球センター監督
○奥住 秀之	東京学芸大学教育学部特別支援科学講座教授・学長補佐	藤井 和子	上越教育大学臨床・健康教育学系教授
帯野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン 代表取締役	馬飼野 光一	東京都立荻窪高等学校長
喜多 好一	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長	宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長
小枝 達也	国立研究開発法人国立成育医療研究センター副院長 こころの診療部統括部長		
櫻井 秀子	川口市立戸塚北小学校長		

(◎：主査、○：副主査) (令和4年9月30日現在計20名、五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害児・発達障害者支援室
国立障害者リハビリテーションセンター

(※) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度…学校教育法第75条（障害の程度）に基づき、特別支援学校の指導の対象となる障害の種類及び程度を定めている。

スケジュール：令和4年6月14日に第1回を開催。

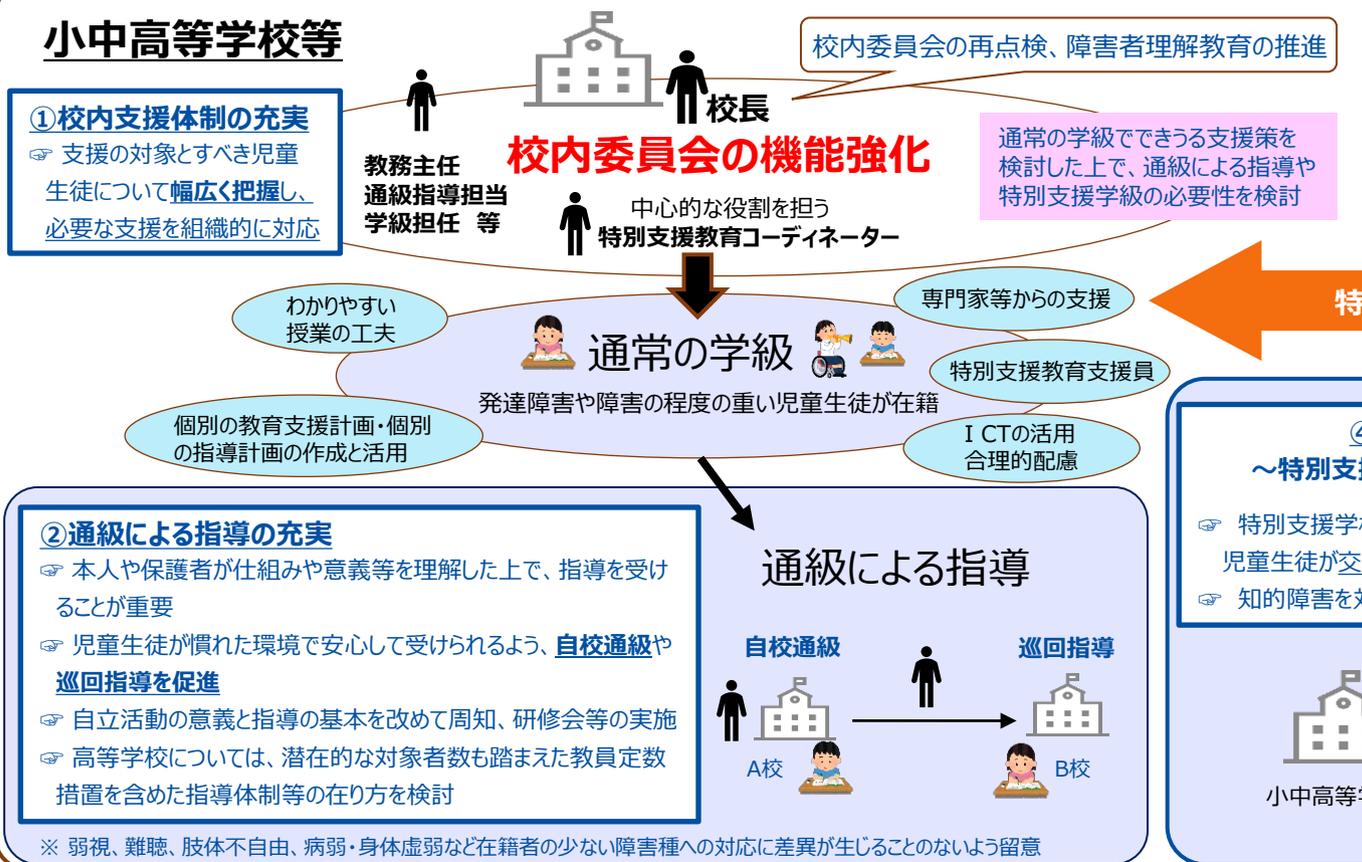
第2回以降は月1回開催し、第7回（令和5年1月26日）に報告(素案)、第8回（令和5年2月15日）に報告(案)について検討。

第9回（令和5年3月9日）に最終回を開催。令和5年3月13日に報告を取りまとめ。同日付で教育委員会等へ通知。

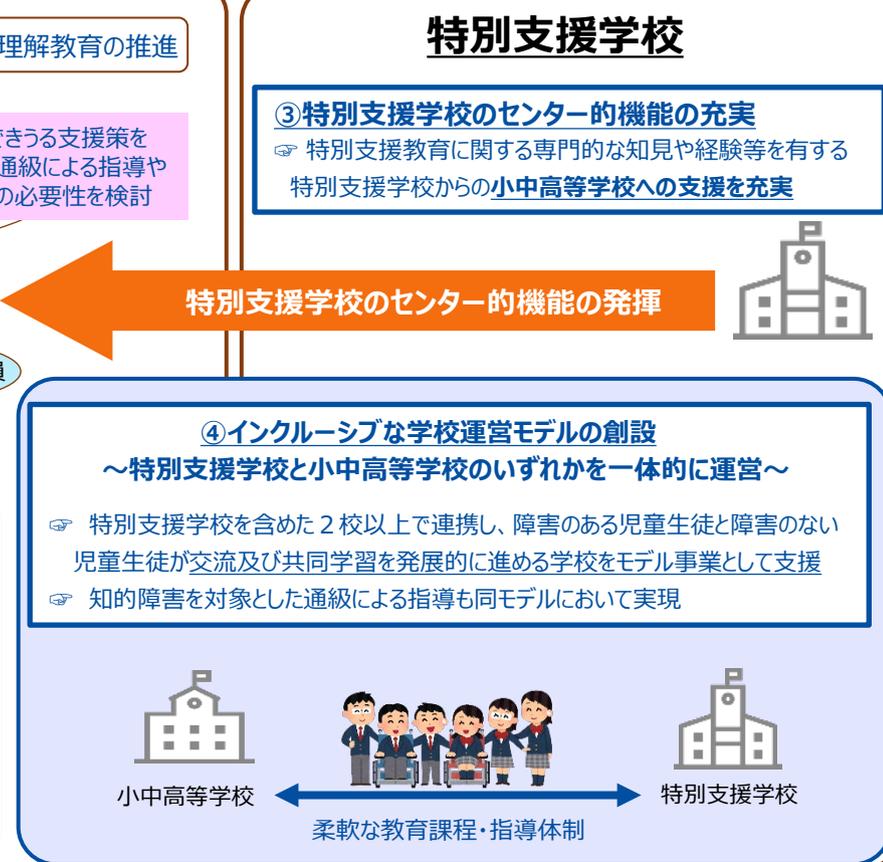
現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等



特別支援学校



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行いつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

通級による指導の充実（報告より抜粋）

（通級による指導の意義・課題等）

- 本人や保護者が通級による指導の仕組みや意義等を理解し、納得した上で指導を受け、通級による指導を活用して良かったという成果を出すことが重要である。

あわせて、当該児童生徒が、通級による指導で学んだことについて、在籍学級、学校での学習や生活の向上につながっていることを実感し、将来の生活につながっていくことを理解することは、通級による指導を主体的に受けることにつながる大切な視点である。

通級による指導の充実（報告より抜粋）

（通級による指導の実施形態等）

○ メリット・課題等を踏まえると、通級による指導の実施形態については、他校通級に伴う児童生徒や保護者の送迎等の負担を軽減することや、児童生徒が在籍校の慣れた環境で安心して指導を受けられるようにするため、自校通級や巡回指導を一層促進させる必要がある。

ただし、障害の特性による指導効果や本人・保護者の意向等により他校通級が望まれる場合もあることから、それぞれの実情に応じた柔軟な対応が求められることに留意する必要がある。

通級による指導の充実（報告より抜粋）

（通級による指導を担当する教師等の専門性向上）

- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のために学校教育が果たすべき役割や、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の増加を踏まえ、校長をはじめ、通級による指導を担当する教師、通常の学級担任等、全ての教師が、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を高めることが重要となっている。

通級による指導の充実（報告より抜粋）

（通級による指導を担当する教師等の専門性向上）

- 特に、通級による指導を担当する教師においては、障害の特性等に応じた指導に関する専門性が高いのみでなく、児童生徒一人一人の実態に応じた多様かつ柔軟な指導方法を併せ有するとともに、通常の学級担任等への助言・提案力が求められる。

例えば学級集団における授業の工夫や I C Tを含む合理的配慮の提供など通常の学級で実行可能な手立ての提案や、通常の学級と連携・協働することが大切である

通級による指導の充実（報告より抜粋）

（通級による指導を担当する教師等の専門性向上）

○ 他方、通級による指導を受ける児童生徒の増加とともに特別支援教育に関する経験の浅い教師が通級による指導を担当する場合も増えている。（中略）とりわけ、通級による指導を初めて担当する教師は、自立活動の指導目標の設定に至るまでの手続きが教科と異なることや、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた指導を行うこと等に対する不安がある。

このため、各自治体や学校においては、例えば大学等とも連携し、特別支援教育や自立活動に関する研修会、研究会及び成果発表会など、教師の指導力を高める実践的な取組を行うことが重要である。

「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」

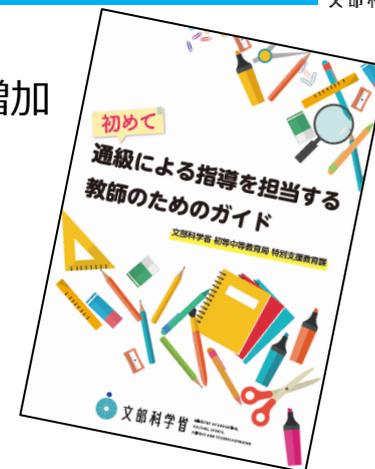
【経緯】

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

※学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。（小・中学校はH5年度、高校はH30年度から制度化）

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」（H31.2～R2.3）における検討を踏まえ、**初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド**を目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。🏠 <https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>



- 第1章 通級指導を担当するに当たって
- 第2章 通級指導の1年間の流れ
- 第3章 実践例
- 第4章 知っておきたい基本事項・用語



※ガイドは文科省HPで公開

【作成のポイント】

- 専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- イラスト、図を活用。既存の参考資料等をQRコードで紹介。
- 16の実践例を紹介。
- 動画資料（2例）を作成。→



(保護者面談の様子) (子供の指導の様子)

※ガイドでは、読みやすさの観点から、「通級による指導」を「通級指導」と表記している。

(参考) 都道府県・政令指定都市教育委員会等で作成している 通級による指導に関する資料 (令和2年2月時点)

◆ 通級指導は全国で行われており、多くのガイドブックやリーフレットが作成されています。

北海道	高等学校教育課程編成・実施の手引 令和元年
	新入生・保護者向けリーフレット「道立高等学校等における通級による指導」
	道立高等学校等における「通級による指導」の手引
岩手県	通級指導教室経営の手引
	中学校における通級による指導の充実に関する研究～通常の学級とのつながりを意識した自立活動を通して～
	高等学校における「通級による指導」実施のための手引
	高等学校における通級による指導の充実に関する研究～キャリア発達を支援する「自立活動」を通して～ きこえことばの教室用教材・その他の教材
秋田県	通級による指導の手引
	通級指導教室の利用ガイド
宮城県	中学校の通級指導教室サポートバック
福島県	通級による指導の充実のために
栃木県	「特別支援学級及び通級による指導教育課程編成の手引」
	「初めて通級による指導を担当する先生のためのハンドブック」
	「栃木県立高等学校における特別支援教育の充実～「通級による指導」の導入 2019～2021年度～」
埼玉県	通級指導の手引き よりよい通級による指導をめざして
	埼玉県特別支援教育教育課程編成要領 小学校及び中学校特別支援学級・通級による指導編
千葉県	LD・ADHD通級指導教室における学習プログラム
	千葉県版高等学校における「通級による指導」手引き
	高等学校における通級による指導 リーフレット
東京都	特別支援教育指導資料 平成30年度版
	特別支援学級（固定学級・通級による指導）教育課程編成の手引
	小学校における特別支援教室の導入ガイドライン
	中学校における特別支援教室の導入ガイドライン
	『読めた』『わかった』『できた』読み書きアセスメント活用&支援マニュアル（小学校版）
	『読めた』『わかった』『できた』読み書きアセスメント活用&支援マニュアル（中学校版）
	『読めた』『わかった』『できた』読み書きアセスメント個別指導事例集（中学校版）

	小学校特別支援教室実践事例集
新潟県	通級指導教室運営上の課題への対応
富山県	特別支援学級等担当者の指導用テキスト
福井県	特別支援学級・通級による指導に関する手引
	通常学級の担任のための通級による指導サポートブック～通級による指導の充実のために～
山梨県	教職員のための「通級による指導」ガイドブック
長野県	通級による指導ハンドブック
岐阜県	特別支援学級担任・通級指導教室担当のための手引（LD・ADHD等通級指導教室編）（平成30年度改訂版）
	特別支援学級担任・通級指導教室担当のための手引「言語障がい通級指導教室編」（平成30年度改訂版）
静岡県	発達障害を対象とした通級指導教室のスタートブック
愛知県	平成25・26年度 発達障害等支援拠点校研究指導事例集（清須市・豊川市）
	平成27・28年度 発達障害等支援拠点校研究指導事例集（知立市・あま市・武豊町）
	平成29・30年度 発達障害等支援拠点校研究指導事例集（西尾市）
滋賀県	特別支援教育ガイドブック
京都府	通級指導教室における読み書きに困難のある児童生徒へのICT活用研究報告
	LD、ADHD等教育コンテンツ
大阪府	大阪府立高等学校における通級による指導
兵庫県	リーフレット「兵庫県立高等学校における特別な教育的ニーズへの対応」（高等学校における通級による指導）
奈良県	子どもの学びに活かすハンドブック～奈良県の通級の先生と共に～
和歌山県	通級指導教室担当者の手引き
	特別支援教育の手引
鳥取県	鳥取県高等学校における通級による指導のリーフレット
	鳥取県の通級による指導の充実のために
鳥取県	知っていますか？通級による指導
岡山県	高等学校における通級指導スタートブック
広島県	高等学校における「通級による指導」がはじまります！（リーフレット）
	広島県立高等学校における「通級による指導」に係る相談先特別支援学校 エリア図・学校一覧 気になる生徒の支援につなげるチェックリスト

	平成29年度通級指導担当教員専門性向上事業
山口県	通級担当者ガイドブック
	高等学校等における「通級による指導」ガイドブック
愛媛県	「チーム」学校として取り組むための通級による指導ガイドブック
高知県	ライフスキルサポートブック～よりよく生きるために～Ver. 1
	ライフスキルトレーニングの授業作り 実践事例集 ライフスキルサポートブック～よりよく生きるために～Ver. 1
福岡県	特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引（改訂版）
	特別支援教育推進ガイド
佐賀県	特別支援学級及び通級指導教室担当のための手引き
長崎県	特別支援学級及び通級指導教室教育課程編成の手引き（小・中学校用）
	県立高等学校における通級による指導の手引き 基礎編
	県立高等学校における通級による指導の手引き 実践事例Q&A編
熊本県	特別支援学級担任及び通級による指導担当教員のためのハンドブック
大分県	特別支援学級及び通級指導教室経営の手引（改訂版）
	特別支援学級及び通級指導教室経営の手引（実践編）
宮崎県	特別支援学級・通級による指導の教育課程の手引き
札幌市	読・学校で使える「虎の巻」いろいろな困りごとを抱える子どもたちへの支援ポイント
横浜市	通級指導教室運営の手引き
浜松市	通級指導教室（言語）ちらし
京都市	LD等通級指導教室の「運営」と「活用」ガイド
	通級指導教室（小学校・言語）のご案内
岡山市	通級指導教室（小学校・情緒）のご案内
	通級指導教室（中学校・情緒）のご案内
	通級指導教室入室までの流れ（言語）
	通級指導教室入室までの流れ（情緒）

文部科学省の取組

通級を知るには？

- 改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A(H30.8.20)
通級による指導の趣旨や経緯、制度的位置づけなどの基本的事項の説明や、教育課程、指導対象、指導方法等に関するQAを掲載。

- 初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド(R2.3)

初めて通級を担当する教員向けに、通級指導の基礎や1年間の流れ、実践例等を紹介。



- 発達障害に関する通級による指導 担当教員等 専門性充実事業 実践事例集(R3.9)



- 高等学校における「通級による指導」実践事例集～高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業～(H29.3)



就学先決定にあたっての留意点は？

- 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(R3.6.30)

障害のある子供の就学先決定にあたってのプロセスや、障害種ごとの教育的対応等を紹介。通級による指導と特別支援学級の学びの場の決定に際しての留意点も掲載。



- 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)(R4.4.27)

特別支援学級と通級による指導の学びの場の決定に関する留意事項や、特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数の目安、自立活動の在り方等について改めて周知。

- 平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる「通級による指導」及び「日本語指導」に係る基礎定数の算定に係る留意事項について(事務連絡)(R2.4.17)

通級による指導に係る基礎定数の算定に関する制度内容や留意事項、特別支援学級と通級による指導の仕組みや違い等について説明。

NISE(特総研)の取組

- 学びラボ
・研修「通級による指導の担当者になったら」
・通級による指導を担当する皆さんへ「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の活用について



- 高等学校教員のための「通級による指導」ガイドブック(R2.3)



「障害のある子供の教育支援の手引」 (概要)

ポイント

- ・ 障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・ 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・ 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・ 障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前から教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス(①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し)に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動(①)

- ・ 就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス(②)

- ・ 下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
 - 障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス(③)

- ・ 教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・ 障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を具体的に提示。
- ・ 障害種別※に、それぞれの学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別の教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがよりの確に行われるよう、関連資料として、「**個別の教育支援計画**」の参考様式を提示。

詳細はこちら(文部科学省HP)



「障害のある子供の教育支援の手引」

聴覚障害のある子供の教育的ニーズを整理するための観点

- ① 子供一人一人の聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を把握すること
- ② 聴覚障害のある子供に対する特別に必要な指導内容を検討すること
- ③ 聴覚障害のある子供に対する教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容を検討すること

以上の3つの観点を踏まえることが大切であることを示す。



文部科学省HPにて公開

「聴覚障害教育の手引」の改訂と発刊

近年、人工内耳装用児や重複障害のある幼児児童生徒の割合の増加、学びの場の多様化に伴う幼児児童生徒の教育歴の多様化など特別支援学校（聴覚障害）を取り巻く状況が変化している。また、手話に対する理解や多様な方法による意思疎通について社会の関心が高まっている。

このような状況を踏まえ、聴覚障害教育においてますます重要となる「言語指導」に焦点を当て、「聴覚障害教育の手引」を改訂した。

※本書において言語指導とは、語彙の獲得や文章の理解及び表出、対話等に関する能力の育成を目指すもの。

Point 1

聴覚障害教育の経験の浅い教員に対する研修や教員個人での自己研鑽で活用することを想定し、言語指導の重要性を含む聴覚障害教育の基本的な内容について、平易な表現でわかりやすく作成（特別支援学校教職課程で学ぶ学生が活用することも考えられる）。

Point 2

音声、文字、指文字、手話などコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴、これらを活用する際の基本的な考え方を解説。

Point 3

特別支援学校における授業や乳幼児教育相談等の場面で、人工内耳装用児や重複障害児に対する実践例を含め、言語指導を重視した事例を中心に選定。また、特別支援学級や通級による指導の場面や教員研修に関する実践例も掲載。



文部科学省HPにて公開

株式会社ジアース教育新社より発行（文科省HPにも掲載）

季刊誌

特別支援教育

令和5年春 第89号

発行日：年4回刊行 3・6・9

・12月

価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携



【特集】小・中・高等学校等における特別支援教育の進展に向けて

- 教育委員会における特別支援教育に係る教員の専門性向上の取組
- 自立活動の指導の充実に向けた特別支援学校のセンター的機能の発揮
- 小学校における特別支援教育の考え方を基盤とした学校経営
- 中学校における特別支援教育を基盤とした学校経営
- 高等学校における特別支援教育を基盤とした学校経営
- 特別支援学級から通常の学級へ学びの場を見直す際の校内支援体制
- 中学校と市が連携して取り組む高等学校への引継ぎ
- 関係機関と連携した個別の教育支援計画の活用

【巻頭言】 お魚に夢中な人生！

東京海洋大学名誉博士、客員教授 さかなクン 氏

- 連載「我が校のカリキュラム・マネジメント」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/
教育委員会の取組/施策だより

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。



お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

(主な刊行物)

季刊特別支援教育(年4回 3, 6, 9, 12月)

学習指導要領解説

教科書(視覚障害、聴覚障害、知的障害)及び指導書・解説

改訂第3版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために-交流及び共同学習事例集-

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育推進センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<http://www.nise.go.jp/>

発達障害教育情報センター

メールマガジン

<http://icedd.nise.go.jp>

<http://www.nise.go.jp/magazine/>

是非御覧ください！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN